

平成30年度 第2回教育課程編成委員会  
報告書

学校法人 センチュリー・カレッジ  
専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー

# 平成30年度 第2回 教育課程編成委員会 開催記録・議事録

## 1. 日時及び場所：

- (1) 日時：平成30年10月25日（木） 18:30 ～ 20:30
- (2) 場所：専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 3階 第3教室

## 2. 出席者

### (1) 教育課程編成委員

- 神戸 晃男（公益社団法人石川県理学療法士会 会長）
- 東川 哲朗（公益社団法人石川県作業療法士会 会長）
- 山崎 隆幸（独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院 リハビリテーション士長）
- 西田 好克（医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院 リハビリテーション室 係長）
- 田福 智幸（医療法人社団慈豊会 久藤総合病院 リハビリテーション科長）
- 中森 清孝（医療法人社団長久会 介護老人保健施設加賀のぞみ園 作業療法士）

### (2) 本校教職員

- 加藤 謙一（専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 校長）
- 黒田 智利（専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 事務局長）
- 狩山 信生（専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 理学療法学科 学科長）
- 曾山 薫（専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 理学療法学科 教員）
- 種本 美雪（専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 作業療法学科 学科長）
- 干場 和美（専門学校 金沢リハビリテーションアカデミー 作業療法学科 副学科長）

## 3. 欠席者

なし

[ 敬称略 ]

## 4. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 校長挨拶
- (3) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正について
- (4) 実習内容について
- (5) その他
- (6) 閉会

## 5. 配布資料

- (1) 理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書（概要） 資料 1
- (2) 実習内容について 資料 2

## 6. 議事録

### (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正について

- ・校長 加藤より、改正の概要を説明。

### (2) 実習内容について

- ・作業療法学科学科長 種本より、「通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーション（以下、「通所リハ」「訪問リハ」）に関する実習」のガイドライン、本校における実習（案）の概要を説明。

学科長種本）本校では改正後の実習スケジュール（案）として、1年次8月に主に病院での見学実習を行い、その1年後の2年次8月に「通所リハ又は訪問リハに関する実習」を行う方向で考えております。

見学実習は約1週間の実習期間ですが、期間が短いとか、時期が尚早である又は遅いとか、見学実習という形態や到達目標等、ご意見を伺いたいと思います。

神戸委員）2年次4月～7月に講義で理論を押さえてから、8月に通所リハ、訪問リハに臨むというカリキュラムの流れとなるのですね。

山崎委員）訪問リハに適した実習形態となれば、見学実習だと思いますが、JCHO 金沢病院では通所リハでは適度に十分な症状を診ることが出来るので、見学するだけでは勿体無いと感じます。

1年次の見学実習で通所リハ、訪問リハを見ることは、学生の視野を広げる結果になるという意味では良いと思います。しかし、2年次の見学実習となれば、神戸委員の言われるように、介護保険制度の知識を持って臨んでほしいと思いますし、現場としては、患者さんを触って欲しいと考えます。

時期としては指導に対する学生の反応や雰囲気は、評価実習のあとに変わってきますので、ものの見方、ものを見る能力・視点が上がってきてからという事を考えると、評価実習の後に訪問リハ、通所リハを経験する方が意義がある実習になると思います。

神戸委員）通所リハ、訪問リハの見学実習の形態は、例えば、“半日は見学、半日は学内でグループディスカッション”という内容では単位として認められないのでしょうか？ディスカッションを行うことで理解がより深まるのではないかと感じるのですが。

東川委員）単位としては認められませんが、養成校の教員が現場に出向き、どういう患者さんを見て、どう思ったのかを議論し理解を深めることが、この改正の「通所リハ又は訪問リハに関する実習」に求められていることだと思います。

講義を担当して感じるのですが、評価実習の前後では学生の患者さんをイメージする力、授業の現実感が全然違います。本当に学生に力をつけさせるのであれば総合臨床実習を終えたあと、包括的に人を診ていくという“社会モデル”をみせる方が効果の現れ方が少し違ってくるのではないかと思います。

“医学モデル”のカリキュラムの中で、この時期（2年次8月）に“社会モデル”を見せることは、学生が混乱するのではないかという懸念と、貴重な機会をただ見学するだけになってしまい、この授業の目的に適うのか少し疑問に思います。

西田委員）介護保険制度下の在宅サービスを、1週間の通所リハ、訪問リハでどの程度学べるのかということを考えるのですが、仮に病院での総合臨床実習の7週間のうちに半日

でも、退院して通所リハに来られる患者さんを見学することが出来れば、学習の相互作用が大きいので、実習の目的に近づけるのではないかと思います。

田福委員) 時期の設定として、2年次8月は学生にとっては少し尚早な気がします。患者さんの全体像が捉えにくいので、せめて評価実習のあとの方が適切かと思います。

学科長狩山) 実施時期については教員会議においても議論を重ねてきました。ご指摘のとおり、総合臨床実習を全て終えた後で通所リハ、訪問リハを行ったほうが、学生にとって有効ではないかとの意見もありました。しかし、学生の2割程度は評価実習および総合臨床実習で併設の通所リハ、訪問リハを見聞していることが症例発表等で分かります。総合臨床実習の後では、再度同じ経験することになるため、“公平性の確保”という観点で、最終的に2年次8月を選定する結論に至りました。今後も十分に検討していかなければならないと思いますし、このような意見を沢山いただけて有難く思います。

中森委員) 仮に総合臨床実習で通所リハや訪問リハを経験したとしても少ない機会であることは予測できますし、1週間きっちり和一連の流れを経験することとは異なると思います。私は時期にかかわらず“在宅を知ること”自体が学生にとって意義のある経験になると思っています。“在宅”もサービス付高齢者住宅、有料老人ホームなど多様化しています。保険制度の括りも、介護保険だけでなく、訪問看護ステーションから在宅にいるところの医療保険まで広くありますので、今回の改定で「通所リハ又は訪問リハに関する実習」という改正は大きな進展であると感じています。

校 長) 通所リハ、訪問リハでの実習をいつの時期に行うかという問題は、3年制というタイトな修業年限のなかの諸事情もあります。指定規則改正の新カリキュラムの申請期限は来年2019年9月です。それまでに頂いたご意見を引続き検討して参りたいと思います。

少し視点を変えてご意見を伺いたいと思いますが、通所リハ又は訪問リハで見学実習を実施する場合、目的を達成するための課題や問題点など、どのようなことが挙げられますか。

山崎委員) 通所リハと訪問リハでは意味合いが変わってきますよね。

校 長) そうですね。「訪問リハ」は学生の実習先としてはいくつかクリアにしなければならない問題があります。本校としては今回の改正では「通所リハ」を中心に考えていきたいと思っています。

山崎委員) 通所リハをしている事業所が、今日は訪問リハに行くので学生を同行させるというように部分的な訪問リハであれば、実現できるのかもしれないですね。

中森委員) 万一、移動中に事故に遭った場合の保険適用はどのようになるのですか？

学科長狩山) 学校が認めた実習中に、最短距離の適切なルートで起きた交通事故は、本校の加入する学生傷害保険が適用されます。

山崎委員) JCHO 金沢病院では同乗者は基本的に病院の保険が適用されます。

校 長) 通所リハでも送迎車に学生が同乗することもあるでしょうから、実習施設が加入している保険の保障内容を確認しておく必要がありますね。

西田委員) 確認したいのですが、訪問リハの実習先は「訪問看護ステーション」も含むと解釈してよいのでしょうか。それともリハビリの指導者として施設に理学療法士または作業療法士が在籍していなければ認められないのですか？

校 長) 施設に理学療法士、作業療法士が在籍していれば良いと思います。  
ガイドラインには“施設基準は特に設けない”とありますが、一定の基準は存在すると考えますし、どの程度まで不問とするのか、具体的なものは確認いたします。また“既に登録してある病院等の施設内の通所リハ又は訪問リハ部門での実習の際に、別途施設登録を行う必要はない”と示されていますので、従来、厚生労働省に届出て承認を受けている施設が母体であればよいのだと解釈しています。

学科長狩山) 実習のモデルケースを検討するうえでいくつか質問があります。  
通所リハの患者さんの主な利用時間帯やパターンなどはありますか？

中森委員) 午前と午後の入替制の事業所と、長・短時間入り混じっている事業所があります。  
長時間は6～8時間が最も多く、9：00～16：00頃の時間帯が多いです。

学科長狩山) 送迎車に学生が同乗することはできるのでしょうか？

山崎委員) 各施設、通常は送迎車のキャパシティは複数種類を揃えているので、同乗させてもらうことは可能だと思います。

学科長種本) 勤務時間や休日は施設によって異なりますので、学校としては実習は原則「月～金、1日6時間（休憩時間を除く）計7日間」をお願いしています。

東川委員) 厚生労働省は現行の省令においても40時間の実習時間を守るよう言及しています。  
課題もフィードバックの時間も含めての実習時間ですね。

学科長狩山) 学生配置にあたって質問したいのですが、「実習人員と実習指導者の対比は2：1が望ましい。但し見学実習はこの限りではない。」というガイドラインがあります。一方で、日本理学療法士協会のアンケートでは「1：1」で実習をおこなっている施設が約9割を占めていることが報告されています。  
本校の実習受入施設 約70～80施設のうち、通所リハを展開されている施設は約20施設ほどであり実習先の確保という課題があります。仮に1人の実習指導者が学生2人を指導することが可能であれば、学生配置がスムーズなのですが、「2：1」についてご意見をお聞かせいただけますか。

神戸委員) 利点・欠点はあると思います。  
見学実習であれば学生を2人指導することは出来なくはないですが、指導の質は落ちるように思います。

山崎委員) 見学実習であれば複数名を受け入れることはイメージ出来なくはないですが、総合臨床実習では難しいと思います。  
パワーハラスメント防止や、学生同士が励ましあうという精神面の救済措置としては良いと思います。しかし、学生が患者さんを触る実習、特に沢山の症例をみるとなれば同時に2人を指導・監督することはリスク管理の面から現実的に難しいと思

います。また、複数の学生に担当されることを、患者さんはあまり好ましく思われないことが多いです。

西田委員) (芳珠記念病院では) 最多で学生3人を指導することがありますが、悪いところばかりではないと思っています。指導方式は、指導者1人が学生3人を担当しても、患者さん1人に対する担当学生は必ず1人で固定です。

山崎委員のおっしゃるように患者さんに触る実習では、複数名を指導する場合には患者さんに触る回数は減ります。

しかし、複数の学生を指導・監督する良い点は、学生が他の学生がおこなう治療や評価を観察することによる学習効果がありますし、指導者がフィードバックを行う前に学生同士でフィードバックをしたり、他の学生の症例についても調べを広げたりと、良い事も多くあります。厳しい実習を乗り切るとい意味の良い事も多いと感じます。

東川委員) 日本作業療法士協会の臨床実習ガイドラインでは、チームでみることを推奨しています。上位臨床実習指導者の下に複数の臨床実習指導者がつくチームによる指導体制です。

### (3) 指導者養成講習会について

校 長) 指導者養成講習会につきまして、現在決定している情報を両県士会長よりお聞かせいただけますか。

神戸委員) 日本理学療法士協会では指導者を中央で養成し、各都道府県士会で指導者養成講習会を開催する計画をしています。

石川県理学療法士会は中央で養成された指導者9人体制で年1回の講習会において80人の指導者を養成する予定です。2020年までには最大で160人の指導者が県士会に在籍することになる計画です。その後も石川県理学療法士会が中心となり、継続的に指導者養成講習会を開催します。

東川委員) 日本作業療法士協会では、現在約800人の指導者要件を満たす作業療法士が在籍しています。更に今年度全国で実施している講習会を800人が受講していますので、合計で1600人になる見込みです。

将来的には作業療法士の生涯教育の中で義務として位置付けられるようになり、キャリアアップとして個人で受講しなければならなくなるのが考えられます。

日本理学療法士協会は費用負担はどのような形を取られるのでしょうか。

神戸委員) 初年度と毎年1回の各都道府県士会開催の講習会経費は日本理学療法士協会が負担するというのを聞いていますが、理事会では養成校からも一部費用負担をしてもらいべきとの意見が上がったという話もあり、協議中です。

校 長) 受講対象者となる実務経験4年以上の方となりますと業務もプライベートも忙しく、2日間の講習を受講することは消極的になってしまうと思いますが、両県士会からは受講を促すよう引き続きご協力をお願いいたします。

### (4) その他

- ・ 実習時の内履きシューズについて

学科長狩山) 学内用の内履きスリッパを実習先でも使用できれば、主に実習用として購入している内履きシューズを廃止して、学生の負担軽減を検討したいのですが、このスリッパ(現物を見せて)は、実習時の内履きシューズとして使用することはできますか? 許可いただけるものか、不可か、ご意見をお願いします。

山崎委員) (JCHO 金沢病院では) 看護師長に履物について条件等を確認したところ、足の甲を覆っていること、メッシュは通気性を考慮して問題ないということ、踵を覆うものという 3 点を指定されました。このスリッパは踵が無いので不可になります。

学科長狩山) それでは、次年度入学生につきましては従来通り内履きシューズを購入いたします。内履きスリッパにつきましては引き続き検討いたしますので、またご意見をお願いいたします。

・ 図書 の 補充 について

東川委員) 図書室の図書の拡充はどのようにされていますか? 学生から「図書室に新しい本がない」という声を聞きます。例えば学生が欲しい本をリクエストできるような制度はありますか?

学科長種本) 制度はありませんが、アンケートをとっています。一方で、まだ不十分ではありますが、電子図書を進めています。実習中にログインしてパソコンから図書を見に行くことができるようにしています。

東川委員) 教員が薦めてくれる本とは別に、学生が学んでいる中で欲しい本を購入して貰える制度や予算があると良いと思います。ひとつご検討ください。

・ 教育課程編成委員の再任依頼について

校 長) 教育課程編成委員会も回数を重ね 4 回目になります。今回を持ちまして任期期間中の定例の編成委員会は最後になりますが、次期につきましても引き続き委員をお引受けいただきたく考えております。あらためて文書にてご依頼を申し上げますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

(記録: 橋本尚子)